

第 149 回 : 税務調査とは

税務調査というと国税局の査察官がドカドカとやって来て部屋や帳簿を引っ掻き回す映画「マルサの女」のような怖いイメージがあります。

でも、ご安心下さい。これは、極めて悪質な脱税容疑に対して行われる「強制捜査」のお話です。実際は、事前に調査の旨を教えてくれる「任意調査」がほとんどです。

1. 税務調査とは

納税者の申告内容が正確なものであるかを確認する調査です。誤りがあれば修正申告や追加の納税をすることになります。また、調査の結果、過払いの場合には更生の手続きにより還付もありえます。

2. 税務調査の種類

一口に税務調査といっても、実はいくつかの種類があります。

- ① 任意調査: 国税通則法第 34 条の 6 第 3 項の規定に則って、国税局調査部、管轄税務署の調査官、国税局資料調査課の実査官により納税者の「同意」の下で行われる調査をいいます。税務調査のほとんどが任意調査です。これは、皆さんが提出した申告書などを税務署が机上で行う「準備調査」と企業に訪問する「実地調査」に分かれます。実地調査には、いわゆる次の 4 種類があります。

ア	一般調査	最も多く行われている調査で、帳簿を中心に申告内容の適正さが調査されます。事前に、税務署から経営者ないし顧問税理士への調査の旨の連絡が入り、顧問税理士が調査の日時等を調整していきます。
イ	現況調査	任意調査のうち、事前の連絡なしに抜き打ちで行われる調査を「現況調査」と言います。主に飲食店などの現金販売が主のお店を対象とされます。
ウ	特別調査	準備調査の結果、一般調査だけでは不十分と判断された場合に行われます。
エ	反面調査	ある企業へ税務調査が入る際に、その企業と関係をもつとみられる取引先などへも税務調査が入ることがあります。これを反面調査と言います。

- ② 強制調査: 申告内容について多額かつ悪質な不正が発覚した場合、捜査令状を持って強制的に行なわれる調査です。調査は国税局の査察部によって行われます。

3. 調査について

税務調査は、一般的には最低過去 3 年分調査されます。証拠資料として該当する時期の請求書や領収書、契約書などの会計資料が必要となります。いざとなった時に慌てないように資料の保存・保管※1をお願い致します。

また、過去に調査を行った会計期間であっても、例えば、取引先の税務調査により違法性のある情報を把握した場合には、再度、同じ税目・課税期間について調査を行うことがあります。

4. 税務代理権限証書

上述の通り、任意調査のうち一般調査は、調査の前にはあらかじめ経営者ないし顧問税理士に調査の旨の連絡が入ります。これを、「事前通知」といいます。

平成 25 年の国税通則法改正では、「税務調査に関する事前通知は(納税義務者(税務代理人を含む))」と規定され、どちらが先かは規定されていませんでした。

そこで、平成 26 年の税制改正で、「納税義務者の同意がある場合には、その納税義務者への事前通知

はその税務代理人に対して行えば足りる（国税通則法第74条の9第5項）」と明確にされました。
つまり、納税義務者に原則直接連絡はしません、という内容です。

5. 税務調査は拒否できるのか？

任意調査は、納税者の同意の下に、税務署等の職員が質問検査権に基づき、納税者に質問しその帳簿書類等を検査するもの（国税犯則取締法153条）ですが、「任意」というのはこれを自由に拒否できるという意味ではなく、税務職員が実力を行使して強制的手段を採ることができないという意味です。

任意調査を拒み、妨げ又は忌避した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（税犯則取締法162条）と規定されているため、正当な理由なしに拒否することは難しいのが実情です。

当事務所では他の事務所に依頼されている納税者の方のセカンドオピニオンを受け付けております。税務調査に不安がある方はもちろん、税額が高いと感じる方も経験豊富なスタッフが的確なアドバイスをさせていただきます。

お気軽にお問い合わせ下さい！

※1 その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければなりません。また、平成28年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間に延長されています。